

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年11月10日(月) 開会 午後 3時00分

閉会 午後 5時05分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 福 田 裕 司

欠席者 委 員 松 本 喜 一

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

栃木市職員(元子育て支援課主任) 大 塚 善 史

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年11月10日 民生常任委員研究会終了後開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

（午後 3時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれる資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。

本件について、大塚善史さんから証言を求めます。

各委員に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係ない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。

それでは、能率的な議事の進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要でありますので、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、証人の入場時の際の撮影についても、これを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

それでは、大塚善史さんに入室していただきます。

〔大塚善史証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 大塚善史さんにおかれましては、11月4日に引き続き、お忙しいところ、ご出頭くださりまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっていきます。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これに該当するときは、その旨、お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっていきます。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっていきます。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができます。それは、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっていきます。以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（大塚善史君） 宣誓。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年11月10日、大塚善史。

○委員長（内海まさかず君） ご着席願います。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは大塚善史さんですか。

○証人（大塚善史君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（大塚善史君） 栃木市役所職員になります。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいても結構です。また、今回証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、そのときには申し出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、私から必要に応じて総括的または補足的尋問を行います。

大塚証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

なお、大塚証人は11月4日の尋問が未了となったため、出頭をお願いいたしました。

委員の皆様申し上げますが、くれぐれも前回と重複する質問はしないようお願いいたします。

それでは、委員の皆様をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 百条委員会に提出がありました日誌について大塚証人に提示していただいてよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 日誌というのは市が……

○副委員長（大浦兼政君） 今委員長持っていますか。

○委員長（内海まさかず君） いや、それは事務局に返している。少々お時間を取らせていただきます。

○副委員長（大浦兼政君） 皆様には印刷はしていません。ちょっと膨大になるので、ただの日誌ですので、閲覧できる状況にしてあるものという形になります。ごめんなさい。持ってきていないと思わなかった。

〔「何年度の」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） 令和4年4月1日からずっとあるものなので、それをもう一度再度、日付まではちょっと今あれなので、4月1日から始まっているはずなので。ちょっと1回先に渡してください。確認してから大塚証人に回します。お願いいたします。

よろしいですか、発言して。大塚証人、取りあえず一番最初と最後を、日付を見ていただきたいと思います。一番最初が令和4年4月1日で間違いないですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、4月1日で間違いないです。

○副委員長（大浦兼政君） そこに添付されている最後の日時は令和5年の何月何日になりますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 令和5年3月31日になります。

○副委員長（大浦兼政君） では、質問させていただきます。

前回の喚問の際に、市として大塚証人だけではなく係長も含め栃木市の判断として令和4年10月までは実態がつかめていないというふうにおっしゃってございました。それは、大塚証人だけではなくほかの方からも証言は取っております。ただし、日誌を見る限りそれなりの人数がしっかりされておりまして、報告書もしっかりしたものであると思っております。そういったものがあるにもかかわらず、実態が確認できないということが我々からするとちょっと信じられないことなのですが、そこまでしっかりした日誌が存在することをまずはご存じでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） この令和4年度の日誌につきましては、初めて拝見させていただきました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 担当の係として現場の確認等行っておきながら、そういったものが全く知らなかったというはあり得るのでしょうか。そして、それ以外、大塚証人以外の方も知らなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） ほかの方々につきましては、ちょっと分かりかねる部分ではありますが、通常であればこういった日誌を提出をしていただいで確認をするというのが通常の手続かと思いますが、当時につきましては細かく毎月日誌を出すような、通常ほかの民営の委託をしている事業所につきましては、もちろん毎月定期的に日誌を提出していただいでおりますけれども、この陽光学園に関してはまだ委託前ということもありまして、そういった手続は行っていなかったと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 福祉総務のほうに開設届が出されまして、半年間の実績を見るということとは、市側の認識としては統一されていたはずですが、日誌の提出を最初に求めるのは至極当然だとは思いますが、日誌、やっつけられるならば、日誌を提出してほしいということは一度もなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 私の記憶によりまして、日時はちょっと定かではありませんけれども、日誌の提出を理事長へしていたという認識ではおります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 記録にもありますとおり、当然それが板倉の様式であったものを栃木市の様式に変えてほしいといった記録がございますので、どこかの段階で日誌は手に入っていたとは思っています。大塚さんがお休みになられたのは令和5年に入ってからでしたね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうなりますと、その日誌を見るのが一度もないということがちょっと信じ難いのですが、なぜそのような状況が起きるのか、現場確認に当然公営を見に行ったついでに何度も何度も足を運んでいたということが事実であるわけですから、それであればその日誌を基に確認するという行為は至極当然だと思います。それについては、日誌があるかないかもその当時は係としては確認はされなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時の事務分掌、通常ですとどういった事業のどういった部分につきましては、この担当がやりますというふうな状況で通常の業務は進められるところではあります。それは、市の多分ほかの部署でも同じだとは思いますが、当時この学童保育係につきましては、いろいろなちょっと人員的不足だったり、欠けている係員もいましたので、いる職員でやることを最大限やるというような内容でした。なので、情報共有を全てにおいてできていたかということ、そこ

につきましては不適切な部分もあったかもしれませんが、日誌につきましては通常提出をしていた
だいて確認を取るというのが通常の流れかとは思いますが、当時そこまできちんとした適切な流れ
できていなかったというのが現状だと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そこまでしっかりした日誌が存在するわけですから、それを見て考えま
すと、当時現場に行けば実態確認はできたのではないかと思います、どうして実態確認ができな
かったのであるのかというふうにはどのように思われますかという、意見といいますか、どうなり
ましたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） ごめんなさい。もう一度質問よろしいですか。

○副委員長（大浦兼政君） 日誌がそれだけ存在しているのであれば、日誌の存在は結果知らなかつ
たわけですが、その日誌を基に、当然その日誌の存在を知っていた方はいたはずで。それが今誰
なのかは分からないということでございますが、現に存在するものでありますので、その当時どな
たかは知っていた、そしてどなたかは知っていたのであれば、それを基に調査をするというもので
あれば、すぐに実態調査の確認というのは済んだはずだと思います。どうしてそれが進まなかつ
たのだと当時なりますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） この日誌につきましては、いつ市のほうに提出があったかというのは私は分
かりかねます。しかしながら、前回証言をさせていただいたところで、令和4年9月頃に私も含め
て係長が数回にわたって陽光学園の藤岡校のほうに学童が通常開設されているだろう時間に行つ
ています。そのときには、この日誌のきちんとした、これですと今見させていただいた限りですと9
月がちょっと抜けているのですが、そのときの状況というのはこの日誌がある前提では行っていな
かったもので、現場で確認をさせていただくというところで数回にわたって藤岡校に行った次第でご
ざいます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当時、公営学童を見ながらその現場に行ったのは1度や2度ではないと
いうことでございます。ほかの方も踏まえると、それなりの回数になると思いますが、当然記録と
いうもの、いつ誰と行ったというのは何かの日誌、自分たちの日誌というか、日報といいますか、
報告書等を踏まえて残っている可能性はいかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 私が当時係長と藤岡校に行った際の記録というものはつけていないと記憶し
ております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） それであると、その日付に対して日誌があるのかの確認をしてほしいと言っても、今の段階では記憶はなかなか難しいということですね。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） ここに今いただいているところが令和4年7月から8、9というのが添付をされていませんので、ちょっと日付の9月に行ったときのという確認はできないと、10月にも上履きを確認をした記憶はあるのですけれども、そこにつきましても日付がいつ行ったかという記憶は、申し訳ございません、分かりかねますので、日誌を見ながらの確認というのは今取れない状況です。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） そこには働いている方のお名前等も、指導員の先生とか、通っているお名前も入っていると思いますが、係としては知っている方たちということでよろしいのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 僕、全ての方の名前を記憶はしていませんが、お会いをしたことがある方のお名前は記載されています。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 子供の名前で存じ上げている方はありそうでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 児童の名簿というものがここには添付されていないようですので、児童の様子というところで名前が何人か記載されてはいるのですが、ちょっとそこの中には私が記憶にあるというか、合致するような児童の名前はありません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 児童名簿一覧というものは当然学童としては持っているはずですよ。そうなりますと、先ほど言った実績確認とか実態調査の中で、そういったものの提出を求めたことはないのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 令和4年度につきましては記憶にはありませんが、通常委託をするときには名簿の添付でしたり、1年生が何人ですとか、そういった状況のリストをいただくことにはなっております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 事務的なもの、いろんな方の喚問の中で、自分たちの非を認める部分も多々ありました。ただし、忙しさと人数が足りないということも意見として事実として出てまいりました。ただし、やっぱり委託をするに当たり半年間の実態確認をするということとともに、部長も課長もそうですが、皆さんが課の意識として岩舟、藤岡エリアに学童ができることは頼もしい、楽しみであるという期待感にあふれていました。そういったものを鑑みますと、公営学童が運営を

されていて、そこに確認をしに行くという行為とか、人が足りないという行為で忙しかったのはあったとしても、期待感から一番注意すべき場所であった、そして一番資料の提出上の進捗状況なんかも気にされないとおかしいのではないかというふうに私は感じます。それについてなぜ最後の最後の年度末に日付を変えてまで申請書をつくらなければならなくなったのか、通常であれば担当課、課長も部長も気になっても私はいいと思っています。そういった意味で、なぜそのような状況が起きたのかは、そのときどういう状況だったというのは思い出せますか。

○委員長（内海まさかず君） 年度末の時点での状況ということでよろしいですか。

○副委員長（大浦兼政君） 年度末の状況とともに、やはり進捗状況、申請書類が遅れてしまったりとかというものがあったと思います。それについての理由というものを再度思い出していただいとお話をさせていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 前回お話をさせていただいたところと重複してしまうかもしれませんが、我々が実態確認をさせていただいて、恐らく始まったのであろうなと思うところは、げた箱に児童の上履きがあったと、今までなかったものがそこに入って、ただそこも実態としては学童を運営している、児童をお預かりしているという実態はつかめない状況でしたが、その中では始まるのだらうなと、始まったのだらうなという認識でいました。そこが遅れた理由につきましては、補正の手続も含めて12月補正ではその時の手続上は日程的には間に合わなかったのが、3月補正という形で計上させていただいております。その際に、最終確認で開設して児童をお預かりしているところを我々が確認をしたのが12月頃だったと記憶しております。その前に適正的に手続がなぜなされなかったかという点につきましては、他業務があったということと、当時の係内としての主軸の事業というか、というところのいろいろ手続上の問題ですとか、現場の問題ですとか、そういったところで正直手が回らなかったというのが現状だと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） すみません。12月の確認をしたというのは、児童がそこにいることを確認したということでしょうか。

○証人（大塚善史君） はい、そのとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は藤岡学童の現場に行っていました。メンバー4人で行ってまいりましたが、大きな施設ではなかった、そして周りが全部柵に覆われているということで、どこから見ても中に人がいるのか、そしてロールのやつの間隙もありましたし、どこからでも中がある程度は把握できる状況だと感じました。そういった意味で現場に行くと、まず駐車場がどういう状況だったのか、そしてまた靴箱があるにしても声は聞こえてくると思います。それぐらい小さな施設でした。もう一個その後に岩舟に行きました。岩舟は瞬時に女の子が走り回っている姿が道路からも見えました。そういった意味で、人がいれば必ず分かる状況であると私は判断したのですが、靴

箱だけでの判断に至ったのか、現場として本当に狭いエリアなので、横から見ることは可能だったと思いますが、ブザーを押して出なかったとはおっしゃっているのですが、そういった意味で中のぞくとかという確認はどうだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 10月の。

○副委員長（大浦兼政君） そうです。9月、10月の時点で。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 9月の時点につきましては、上履きがあったですとか、ブザーを押してもリアクションがないですとか、先ほど委員がおっしゃったように、外からでも通常児童をお預かりしていれば電気がついていてはどうか、もちろん声が聞こえるですとか、そういったところの確認は取れたと思います。しかしながら、我々が9月、10月に行ったときには、そういった児童を預かっている様子というのは確認できませんでした。

○副委員長（大浦兼政君） 取りあえず以上となります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 大浦副委員長の実態把握で関連のお話になります。9月に何度か見に行っていていない、実態が確認できなくて、そういうお話を係内でも係長と行ったりしているから当然共有していると思うのですけれども、そうすると佐山理事長のほうに、書類を溯っていきますと、令和4年4月からはやりますとか、そういうお話を聞いている上での9月に実態を把握できていないわけですから、当時佐山理事長に本当にやっているのですかって質問をしたことはあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 直接的にやっていないのではですとか、やっているのですかという質問を投げたことは記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 係としては、その類いの質問はされていたのでしょうか。大塚さんではなくてほかの方ということです。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） その点もなかったと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） その疑念は係の中では共有していらっしゃいましたか、9月の時点です。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 係内、当時主幹も含めまして報告はさせていただいていたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

- 委員（小平啓佑君） 資料の提示をお願いします。藤岡の実績報告です、1の3。一番最初の文書処理カードになります。これは大塚証人が作成されたものでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） はい、さようでございます。
- 委員長（内海まさかず君） 小平委員。
- 委員（小平啓佑君） ここに厚木職員の係としての印もあるわけですが、ここは引継ぎが関係している部分の処理になるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 申し訳ございません。質問の意図をもう一度よろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） 小平委員。
- 委員（小平啓佑君） これは、大塚さんが全部つくられた書類ですか、それとも厚木さんも絡んでいる書類でしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 証人の行為に対しての質問をお願いいたします。
小平委員。
- 委員（小平啓佑君） これは大塚証人が作成された書類ですか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） はい、さようでございます。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 以前我々の中の話の中で出まして、藤岡だけではなくて岩舟も含めてになると思います。お休み開始が令和5年の何月でしたっけ。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 令和5年10月の上旬からになります。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 資料がいろいろある中で、大塚さんがお休みになられていて判こを押せない状況であるにもかかわらず、大塚という判こが押してあるものは存在しますか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人、答えられますでしょうか。
- 証人（大塚善史君） 私が休職中につきましては、私の印鑑があるというのは記憶にはございません。
- 副委員長（大浦兼政君） ないのですね。
- 委員長（内海まさかず君） それを今証人に求めることはできないと思います。
- 副委員長（大浦兼政君） その資料を見ないからということ。
- 委員長（内海まさかず君） そうです。
- 副委員長（大浦兼政君） では時間ください。

- 委員長（内海まさかず君） では、ここでその書類をお尋ねしたいのですけれども、この内容について現場確認を行ったというふうになってはいますが、大塚証人が行ったのでしょうか。
- 証人（大塚善史君） 時点としては藤岡校の令和5年、今1の3の資料を見させていただいているのですけれども、そこについてということによろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） そうです。補助実績報告書になります。
- 証人（大塚善史君） こちらは、私のほうで確認はさせていただきました。
- 委員長（内海まさかず君） その際、この添付資料では改修の前後が分からないのですけれども、改修はされていたのでしょうか。
- 証人（大塚善史君） 前回も似たような回答をさせていただきましたが、細かい内訳につきましては、ちょっとそこまでの精査ができていない状況ではありました。ただ、改修後というところでおおむね金額が補助基準額の1,200万円を到達していたという認識で完了という形で確認をさせていただいたと記憶しております。
- 委員長（内海まさかず君） そのときのことを少し思い出していただきたいのですけれども、例えば見積書とか請求書とかを持っていかれて、その数値と合わせて確認されたのでしょうか、それとも大ざっぱに見て確認されたのでしょうか。
- 証人（大塚善史君） 見積書ですとかを手元に持って、藤岡校につきましては確認は行っておりません。委員長から先ほどお話があったように、大ざっぱなところでこの改修、職員室の改修ですとか、エアコンですとか、配線を含めて見えない部分もちろんありますので、大ざっぱな確認となったと記憶しております。
- 委員長（内海まさかず君） 通常補助事業の確認となりますと、それなりのものが求められるとは思いますが、そのような確認を今まで大塚証人はされたことありますでしょうか。
- 証人（大塚善史君） それは他の部署でということによろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） そうです。も含めて。
- 証人（大塚善史君） 私が認識をしている市の補助事業ですとか、市の発注の工事ですとか、そういったところにつきましては、事前確認と工事の途中の確認、あとは主要工事のところの現場立ち会いですとか、そういったところを行った上で完了確認検査というものに臨んでいたと記憶しております。
- 委員長（内海まさかず君） 今回の藤岡のひまわり学童に関しては、どこら辺までやられていたかというものは記憶にございますでしょうか。
- 証人（大塚善史君） 藤岡校の分につきましては、工事前検査という形で見積書を照らし合わせて通常やるところができていなかったという認識をしております。完了につきましても、そのスタートの時点で確認が取れていなく、配線等につきましては、例えば壁紙を張り替える前ですとか、天井を一旦外しているところすとか、そういったところの写真確認ですとか現場立ち会いというの

も行えておりませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 赤坂解体工業の105万円という見積りがあるわけですが、それについても先ほどの大ざっぱな確認の中に当時の記憶、解体についてのご記憶はありますか。

○委員長（内海まさかず君） 文書等を特定できますか、分かりますか、今言っていることが。

大塚証人。

○証人（大塚善史君） 繰り返しになって申し訳ございません。解体につきましては、改修前の状態というのが私も部署の関係で当時の八州苑が介護施設を、介護事業を行っていたときに訪問したことがあります。そのときと違うというところは確認はしていますが、具体的に解体をどこまでしたかというところには確認はできていないと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その現場に行って中は当然見ていないのですが、外部判断になります。屋根のほうは全然手をつけていない状況で、もう大分傷んでいる状況でございました。現場の確認をしたときとか、申請書類を見たとき、課内で1,200万円高いのではないかという疑念と申しますか、そういう会話は一度も出なかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時誰が言ったかという記憶まではないですが、係内で話をしたときには、果たしてここまでかかっているのだろうかという意見も出た記憶はしております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。そうなりますと、やはりもう少し注意は必要だったのかなと思います。そういう意見が出たということに対して、係長、課長、部長は何かしらの対応はしなかったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時藤岡校分につきましては、こちらの事務の不適正もあったと認識しておりますが、後手になってしまった以上、そこまでの糾弾、確認を取れる状況ではなかったというところで認識はしています。これは市の一般論というか、どこの市もそうだとは思いますが、基本的に申請主義という体系を取ってしまっていて、申請書類で出てきたものにつきましては、基本的に真実だろうというところで手続は進めてまいります。そこは性善説を取るというところで、恐らくどの地方自治体でも同じようなことはしていたと思います。なので、出てきた書類につきましては、そういう疑念が、多少そういう声が実際あったと記憶はしておりますが、出てきたところに金額等々につきましては、事後で細かい確認が取れない以上は、そこは信頼をしてというか、性善説を取ってそのとおりだとして補助を支出したというのは、当時主幹も交えて出した結論と申しますか、手続を進めたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） しかし、残念なことに今こうなっているから……

○委員長（内海まさかず君） マイクを。

○副委員長（大浦兼政君） 調査はしてほしいなという部分は当然でございますが、少し直接関係する部分と関係ない部分あるかもしれませんが、ご病気の原因としてちょうどタイミングがこの時期だったということでございますが、ストレス等というか、その理由は何かというものは言えますか。

○委員長（内海まさかず君） 個人的なことですが、大塚証人、いかがでしょうか。答えなくても結構です。

○証人（大塚善史君） いえ、大丈夫です。なので、回答させていただきます。

主治医との判断ではありますが、当時時間外と申しますか、土日につきましても出勤をしていた状況ではあります。私の個人的な家庭の事情もありまして、うちの子の習い事の送迎の前後ですとか、大会が終わってからのというのも勤務に当たっていた状態ではありました。土日も含めてです。その中で主治医の判断では、そういった中で仕事のスイッチ、ニュアンスはごめんなさい、ちょっと違うかもしれませんが、仕事につきましてもスイッチが入っていてオフにならないような身体状況になったというところで、神経が全て力が入った状況と申しますか、そういったところがありまして、力んだ状態と申しますか、そういったところがきっかけで呼吸困難になりまして休職を令和5年10月上旬からしたというところで、一応主治医との話はそういったところが原因だというふう判断をしていただきました。

○委員長（内海まさかず君） それは、過労であるということよろしいのでしょうか。

○証人（大塚善史君） 過労という判断は主治医からはいただいております。検査を幾つかした中でも回復が見込めていない状況でもあったので、過労ではないと判断をされたのか、そこはまたちょっと主治医から直接過労だよというところは伺ってはいません。

○委員長（内海まさかず君） すみません。当時の勤務状況というものは、どのような状況だったのでしょうか。例えば残業がとか、先ほど土日も出ているということだったのですが、もう少しそこから辺を覚えている限りで証言していただけないでしょうか。

○証人（大塚善史君） 令和4年のときからという形でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 倒られる直前というのはいかがだったでしょうか。

○証人（大塚善史君） 実は直前につきましては、もう体調不良がちょっと続いていたので、時間外をそう長くやられている状況ではなかったもので、ちょっと時間外としての数字は減っていたと認識しております。

○委員長（内海まさかず君） それ以前の労働状況的にはどのような状況だったでしょうか。

○証人（大塚善史君） 令和4年につきましては、私も含めて係のほとんど、出勤をしていたほとん

どが100時間を超えていたと認識をしております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、関連しまして、こちらの申請書類、当時からいろいろ不備があったり、現場確認に苦勞されたりと多々あったと思います。この後の岩舟の部分も関わっていた部分あると思います。そういった意味で、こちらに対するストレスというのは大きかったのでしょうか、それによる影響はどうだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 今思い返すとというところでもよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○証人（大塚善史君） 今思い返しますと、正直この補助事業につきましてかけた業務量というのは限りなく少なかったと認識をしております。ストレスにどこがなったかという判断は難しいのですけれども、当時大平西の学童保育を新設するという事業がメインで私はやらせていただきましたので、そこに対してのものが一番大きかったのかなと認識はしております。

○委員長（内海まさかず君） 仕事がストレスであったという診断または認識というものはございましたでしょうか。

○証人（大塚善史君） 主治医のほうからもそういった業務が一番原因だろうという判断はいただいております。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大塚証人、本日もご苦勞さまでございます。お手元の資料の赤いラベルの1の4をちょっとお開きいただきたいのですが。

○委員長（内海まさかず君） 資料の説明もお願いします。

○委員（広瀬義明君） こちらの資料、大塚証人の判こが押してございません。日付は令和5年5月8日に起票になっておりますが、恐らくこれは大塚証人が病欠をされた後に作成をされたものなのかなと判断しますが、それについて間違いはないでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 申し訳ありません。そこにつきましては分かりかねます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大塚証人が関わっていれば、当然ながら大塚証人の判こが捺印されているところされておられません。しかも、これをおつくりになったのがどなたなのかなと推測すれば、恐らく厚木さんであろうと、そして厚木証人のほうから翌年度当初に慌てて書類を複数つくらざるを得なかったという証言もいただいていることからの推測になりますが、少なくともこの書類についてはつくった覚えはないということでもよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 1の4につきましては、私が作業した記憶はございません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） つくった記憶がないところお尋ねして申し訳ないのですが、この1の4の中ほどに内訳というものが添付されております。上3分の1しかないものでございますけれども、こういった書類は添付をするのが通常ということだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 適切に進めていくのであれば、こういった見積書ですとか、事業計画というものをきちんと添付をした上で負担行為を起こすと、申請の受理の手続をしてから負担行為決議書を作成するという流れになるかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私もおっしゃるとおりだと思います。ちなみに、この内訳が添付されている決議書の日付が、起票日が先ほど申し上げましたとおり令和5年5月8日、内訳の一番上にリフォーム工事880万円と記載がございます。つまりは令和5年5月8日の時点でリフォーム工事予定価格が880万円であったということなのですが、翻って、それでは次の1の5のほうをちょっとお開きいただきまして、1の5の真ん中よりちょっと後ろぐらいですかね、シンアイさんの見積書がございます。横書きの見積書です。それもやはり880万円ということで、内訳どおりの金額が載っているわけなのですが、ただ見積り作成が9月1日なのです。つまりは4か月も後に出てくる見積書が5月の時点でぴったりの金額で計上されているということは、そのとき病欠で担当されていなくてご不在だった、自分でつくったものではないとお感じになりますが、通常そういった偶然というのは多々あるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人、尋問の一部に先日秘密会でやったものも含まれる部分もあります。そういう部分に関しては……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ほかの証人の秘密会での部分ということか。すみません。私のほうで認識を間違っておりました。大塚証人の記憶の範囲内で答えていただければと思います。

すみません、質問が分かりますでしょうか。

○証人（大塚善史君） 広瀬委員からのご質問の答えとして、偶然があり得るかというところにつきましては、統計学ですとか、そういったところなので、ないとは言えないと考えてはおります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご自分でおやりになられた書類ではないので、そうとしか言いようがないのも重々分かりますが、この起票日が5月だとして、4か月後の見積書が偶然一致になることがないとは言えない、確かにそうだと思いますが、ちなみに逆に5月5日ですとまだ証人は業務に当たら

れていたと、その頃にリフォーム代金が幾らぐらいだというようなお話を佐山理事長、もしくは学園関係者とされた記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 記憶はあります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それは、どのような内容なのか覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 先ほどの藤岡校の流れもありましたので、理事長に対しては岩舟校の分につきまして適切により、藤岡校と同じ手続ではなく、原理原則に従って手続をするというところで電話で説明をさせていただきました。その際に見積書につきましては、こちらから提出を求めました。まだ一部そろっていないところもあるというところで理事長からお話がありましたので、そろったところで岩舟校の現場確認、工事前に行いたいという旨を私のほうで申し出ました。なので、見積りがそろった時点で、その見積書を照らし合わせながら工事着工前の現地確認というところを行うようにということで話をさせていただいて、見積りがそろったところを待っていたところであります。その話をしたのが令和5年5月です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 令和5年5月には見積りがそろって内訳の提出ができていたということでもよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） いえ、なので5月の時点でこちらから必要書類、見積り等々を出していただくように要求はしましたが、その時点でそろったという記憶は私はありません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 再度確認をいたします。その時点ではそろったという記憶はないということですが、ではおおよそいつ頃見積書等、工事にかかる費用を証明するものがそろったという記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） これは、ちょっと質問にお答えする上で説明をさせていただきたいところではあるのですが、工事というリフォームの工事、金額等々を勘案しまして、遅くも10月、私の当時の記憶ですと10月には着工をしないといけないレベルかなという認識を素人ながらしておりました。そこで、令和5年9月のときに理事長にこちらからお電話をして、見積りの件はどうなっていますかという話をさせていただいたところ、一部まだ見積りがそろっていないという説明を受けました。藤岡校の手続の部分もあったので、そこは私としても反省をいたしまして、きちんと工事着工前に見積りを合わせて、着工前現地調査を行いたいというところで説明はさせていただきました。

そこで見積りがまだ全部そろっていないというお話でしたので、いつ頃そろうのですかというところで質問させていただいて、当時佐山理事長からこの相当期間、ちょっとこの期間は記憶にはないのですが、そこの期間を待っていただければそろえられるというふうに伺ったので、その後そろうだろうとされた1週間後ぐらいに現場、岩舟校の工事前の見積書を現場に持ってきていただいて、その内訳どおりの工事着工前の検査というか、現地調査を行う約束をさせていただきました。なので、そこに至るまで私の記憶では見積書はいただいておりませんし、金額を把握はしておりませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ありがとうございます。詳細な記憶をたどっていただいて、詳細なお答えを頂戴できました。私が申し上げたいのは、ではなぜ5月の起票のところに9月末から10月にかけてでないとそろわなかったはずの内訳が出ていたのだろうと、それについては証人がおつくりになった内訳ではないということでございますので、証人にお伺いするのは控えさせていただきますが、もう一つお伺いします。証人が病欠になるまでに見たかどうか、日付は9月20日になっておりますが、1の5の後ろのほうに見積書、これはTechDesignさんの見積書、京セラ、A3カラー複合機、一式で161万7,000円というものがございます。これの購入については、理事長と何かしらのお話をした記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 岩舟校につきまして、備品ですとか細かい内容のお話を理事長とした記憶はございません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 証人と理事長の間でそういう話はなかった。ただ、9月20日ですとまだ担当の期間中という認識でよろしいのですよね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、162万円の高額な複合機を補助金を拠出する栃木市役所の担当職員に相談することもなく、独断で購入を決定したということによろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） そこにつきましては、私がお答えすべきところではないですし、記憶にもございません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私的には証人がこの相談は受けていないということを聞かせていただいただけで十分でございますが、その当時ご担当でいらっしゃったとすれば、当然ながら岩舟校の業務等

についてもある程度の知識は持っていた担当だったと思います。岩舟校においてこの160万円の複合機というのは、購入するのは適切な認識だったのでしょうか。失礼、証人が認識だったかどうかではなくて、それが必要な学童内容をする予定になっていたということは聞いていらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 細かい岩舟校がどういうふうに使われるですとか、そういったところの複合機、備品関係につきましては、私は理事長と一切打合せを行っておりませんので、分かりかねます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 関連してその部分を聞いてまいります。藤岡の時点で1,200万円の支出が少し大きいのではないのかという話が出たというふうに確認させていただきました。この岩舟の見積りに際しましても1,200万円を超えてくる、こういったことに対して何か課内でおかしいのではないか、本当にやっているのかという話は出ましたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 私が把握している、記憶している限り、私が在職中に岩舟校の工事につきまして具体的な金額等の提示をいただいた記憶はありません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 取りあえず先ほどの広瀬委員の質問に対する答弁で、10月着工しないと間に合わないと感じ、9月に見積りの件を話したところ、一部ができていない、着工前には見積りの現地確認をしたいと伝えて、いつそろうかと聞いたら相当期間待つてほしい、それが約1週間ということで、1週間後会う約束をしたとおっしゃいました。確認します。事実ですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、事実でございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、その後実際は1週間後に岩舟に行ってお会いできたということですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） それは会えたということは理事長とというところでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） これはどなたと会う約束をされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） お電話では理事長が対応していただけたというお話でした。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのとき大塚証人は係として理事長が自ら着工前確認を行ってくださる、

それが1週間後のアポを取ったという認識であったということですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 1週間というのがちょっと誤差があるので、適切な期間で、ちょっと日数は約1週間、2週間、ごめんなさい、そこはあれなのですけれども、現地確認の対応は理事長がしていただけるというお約束でした。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それで、現場確認するために行かれて、実際そのときはどのような状況で現場を見ていただいたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 結論から申しますと現場は見せていただきました。先ほど広瀬委員のご質問にもあったように、そこで見積書を出してくださいと、写しをこちらでお預かりして見積りを見ながら、内訳書を見ながら現地確認を行いたいという旨を佐山理事長のほうに電話でさせていただきました。それを佐山理事長のほうで私が対応しますというところで、現地に見積書を持ってきていただいて、そこで初めて私と当時会計年度任用職員であった職員と2名でお約束の日に行かせていただきました。中を見せていただいたのですが、理事長はいらっしゃいませんでした。といいますが、約束をした時刻に職員はちょっと誰もいらっしゃらなくて、当時事務所に連絡をして事務所の職員に佐山理事長に連絡をしていただくように話をした記憶はあります。誰が実際佐山理事長にそこで電話したかはちょっと分かりかねますが、そこで佐山理事長から、そのときは何分か遅れるということでお話があったのですが、その時間を待っても実際いらっしゃいませんでした。ただ、約束をして我々は一刻も早く現地確認を行いたかったというところと、見積りがやはり欲しかったので、待たせていただいたら、恐らくなのですが、陽光学園の職員なのか、ほかの理事長が経営するところの職員なのか分かりませんが、チャンプオートという上着を着た職員が鍵を持ってきてくださいました。そのときに見積りを要求したところ、何も説明は受けていないという返答をいただきました。見積りがないと工事着工前の現地調査が行えないのでというお話をしたのですが、そこでもう一人行った職員とちょっと話をしまして、一応着工前に岩舟校の現状を確認はできるというところなので、一応そこで鍵を開けていただいて中に入らせていただいて、工事前の現地確認というのをさせていただきましたが、そのときにも見積書は手元にありませんでしたので、どこを工事するですか、金額が幾らだとか、そういった備品がどういうものが必要で、児童がどのぐらいの規模感をイメージしているですとかという具体的な話は全くありませんでした。

○委員長（内海まさかず君） その際は何も手がついていなかったという状況でよろしいのでしょうか、工事に関して。

○証人（大塚善史君） はい、一応そのように。当時鍵を開けていただいた職員からも工事はしていないというふうには伺ってはいます。ただ、岩舟校のところの建物が2つあって、間のところに植

木が幾つかあったのですが、そこの剪定だけは行ったというふうな話は聞きました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 岩舟校の関連で、その現地確認に行った日にちは9月何日ですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） ごめんなさい。日付はちょっと記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 上旬だとか中旬だとか下旬だとかというのは覚えがないですか。まず、9月の上旬だったか中旬だったか下旬だったかというのは記憶にございますか。

○証人（大塚善史君） 先ほど見積りをいただいたのは8月末なのか9月頭なのかというところは、ちょっと定かではないのですが、9月に実際岩舟校に行って現地調査を行ったのは上旬ではなかったと思いますので、中旬以降だったと思いますというか、ごめんなさい、そこは定かな記憶ではありません。

○委員長（内海まさかず君） アポイントを取ったというのは、何かそれは記録には残っているのでしょうか。

○証人（大塚善史君） いえ、アポを取った記録は交渉記録には残しておりません。

○委員長（内海まさかず君） 行った記録もないのでしょうか。行った記録はあるのでしょうか。報告を上司に上げるようなものとか、そういうものはないのでしょうか。

○証人（大塚善史君） 当時写真は撮りましたけれども、報告書をつくるほどの内容といえますか、打合せ等々も何もできていないので、写真だけはもう一名の行った職員に撮っていただいたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。それでは、9月の中旬辺りに行ったと、そのときは工事は全くやっていなかったということで、シンアイさん、リフォーム全体を880万円で請け負っているのですけれども、見積りが9月1日に出てきて、9月27日に請求書が出てきているのです。これは百条委員会で請求した資料の中で調べるとそういうことになっています。シンアイさんの振込が9月29日に振り込んであるのです。ということは、もう工事が終わったということを示しているかと思うのですけれども、1か月で、9月の中旬には何もやっていなかったと、そうしますと半月ぐらいで工事を終わらせたと、シンアイさんは、そういうことになります。実際そういうふうになっているのですけれども、この経過を見てどう思われますか。

○委員長（内海まさかず君） すみません。証人が答える内容ではないと思います。質問を変えていただければと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのときの状況、私のときに戻ります。取りあえずお約束をしていた、見積りも持ってくる、現場の工事前確認もしてくれるとおっしゃっていたのに、来なかった上に、

約束の時間にもすっぽかされたということによろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） すっぽかされたというか、お約束の時間にはいらっしやらなかったということですよ。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そして、ご自分たちでどうなっているのかという電話をかけた結果、チャンプオートのジャンパーを着た人が鍵を持ってやってきたということですね。

○委員長（内海まさかず君） 繰り返しになりますが。

○副委員長（大浦兼政君） でも確認させてください。ちょっとしゃべっているの、記録取っています。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ちなみに、チャンプオートの方、ジャンパーを着ていた方は何も分からないと答えたということですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい。何も分からないというか、見積書を持ってきていただくようお願いしたはずですがって聞いたら、鍵を持っていけとしか言われていないというふうにおっしゃっていたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その方は、佐山さんから鍵を持っていけと言われたということですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、そのように説明があったと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 事務所に連絡した際は、理事長とはお話しされましたか、来ないということ。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 私が直接もう岩舟校のところにいたので、事務所というのうちの市の事務所、学童保育係のほうに連絡を入れて、理事長のほうにお約束の日なのですがという連絡を入れていただくよということでお話はさせていただきました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もう一回確認させてください。大塚さんが佐山理事長や理事長の事務所に電話をしたのではなく、市役所の担当課に電話をして、約束の時間に来ないのだけれどもという

ことは、そこはちゃんと担当課の方たちも分かっているしかるべきですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） そのとき事務所にいた職員であれば理解はしていたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 電話に出て、そのことを伝えた方はどなたでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） ごめんなさい。私自身が事務所に電話をしたのではなくて、同行した職員が事務所に電話をしてくれたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 会話の中で、会計年度職員の方とおっしゃっていましたが、誰々さんが出たので伝えましたという会話はされましたか。誰に伝えたかというものは記憶にございますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） ごめんなさい。そこにつきましては記憶にございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それであれば、その後の確認なのですが、不安の状態で待っている中で、担当課から折り返し何分後に行くということになりましたよという連絡があったということですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その電話も会計年度職員の方にかかってくる、その方が対応したということですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） そのように記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほど藤岡でもいろいろ問題がありそうであったと感じてくださっていて、岩舟に関してはもう少ししっかりやろうという気持ちはあったと、課内でも当然そういう認識はあったはずでございますし、こういう状況で工事見積り、当然また1,200万円を超えてくる、莫大な金額になってくるわけですが、工事前確認をしたいというのは当たり前の話で、悪いことでも何でもございません。というかやらなければならないことだと思っています。そういった約束をしたにもかかわらず、当日現地確認ができなかった、写真を撮ることで終わらせたということで、係長、課長、部長は、それを許可したのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

- 証人（大塚善史君） その許可というのはどういった許可ですか。申し訳ございません。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 工事前確認というのが重要であると判断をされたことで、実際それができなかった、見積りに照らし合わせなければ、写真を撮るにしても細部全てを撮るわけではないので、当然見積りにおいて見積り箇所・事前箇所を撮ることが当然の義務だと思います。そういったものを一切やらないということで、何かトラブルが起きた際、自分たちを守るためには当然やっておくべきことだと思うのですが、そういったものができなかったという報告はされなかったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 当時実際そういった見積書をいただけなかったという報告は、係長を含め課長にもさせていただいたと記憶しております。その際に同行した会計年度任用職員の方に細かく、通常委員がおっしゃるように工事箇所のビフォーアフターのビフォーの部分を写真で納めておけば事足りるのですが、見積書も何もなかったのも、結構多めに写真を同行した職員に撮っていただいたと記憶しております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 写真を撮ったということは、そのカメラには当然ながら日付、時間が残る可能性が高いので、それは確認できますか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 当時、こういう言い方をするとあれなのですが、写真を撮った記憶はあるのですが、日時につきましてはデジタルカメラの日時を合わせていないので、日付は合っていないと認識しております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 大問題だと私は思いますが、栃木市役所のルールとして、そういった大切な記録を撮るデジタルカメラの時間と日付は合っていないものを使用することが推奨されているのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人、答えられれば答えていただければ。
- 証人（大塚善史君） 推奨はされておられませんし、通常であれば記録簿という形の写真の添付になりますので、いつ何年何月何日に例えば工事着工前現地確認という記録がつきまして、その書類の中の決裁というか、その記録簿の添付として当時の写真をつけるというのが恐らく通常なので、デジタルカメラの日付云々かんぬんというよりは、公文書できちんと添付するということで、その日付については大きな問題として認識はしていないと個人的には思います。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、その記録というものはどのように処理をされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時、現地確認はさせていただきましたが、見積書ができておりませんでしたので、見積書が届いた上で、その写真ですとか、そういったところをもう一度現場確認をする、または見積書をいただいた上で電話での確認で済ませるのか、もう一度確認をするというふうに理事長には電話をさせていただいた記憶はあります。その後、その経過を記録として作成するという予定だったと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 結局その後の現地確認は、見積書を基での確認は行ったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） その後につきましては、私の、申し訳ございません、体調が崩れたところがありまして、その後見積書を私は手元に見たのは、先ほどこの資料で見させていただいたのが初めてでございます。

○委員長（内海まさかず君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時23分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 4時35分）

○委員長（内海まさかず君） 皆様、尋問のほうを続けていただければと思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、証人にお伺いをさせていただきますが、多くの証人の方々に適正ということでお伺いしておりました。陽光学園が栃木市内において学童保育を開設をするのに適した学校だったというふうに判断を当時されたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時は藤岡校分と岩舟校分、それとも併せて当初という形でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当初の藤岡校分でお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 当時は板倉町のほうでも学童を開始していたという経緯もありましたので、適切だというふうに判断をしたと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これは私どもの独自取材で先日判明したことなのですが、実は板倉町

で当初行われていた学童保育事業、これが実は陽光学園自体が群馬県のほうに解散する旨の相談に行った際、県のほうから解散手続を進めるようにという指導があったそうでございます。その後に学童保育をやりたいのだが、放課後児童をやりたいということで群馬県のほうに相談に行きましたら、本来はよろしくはないと、よろしくはないのだけれども、財産処分が進まないでめども立っていないかったと、そういった理由から法人解散までの暫定的な措置として容認をしていたそうです。そういった意味からも致し方ないねという内容で放課後児童の事業を始めることを渋々認めたそうなのですが、恐らくこれは板倉町さんにも言っていなかったと思います。ただ、そういったところで板倉でおやりになっていたけれども、これが栃木県、栃木市、そしてその中でも藤岡で開設をする、岩舟で開設をする、そのことを群馬県のほうに問い合わせましたら、私どものほうにそういった相談が来ていれば適格性の調査において望ましくないとお答えしますときっぱりと申されておりました。私は、やはり適格性の調査についてきちんとすべきだったなとそのときに思ったのですが、そういった適格性の調査についての議論というのは、証人に関わる方々誰からも出なかったというのは証人も同じ認識でよろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 証人に休職中についてお伺いしたいと思います。令和5年10月にお休みにいられてから、係のほうから電話等で連絡とかはございましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 休職に当たりまして、医師の診断書が必要になっています。そこを提出する際にこちらから連絡をさせていただいたことはありましたけれども、相手方というか、当時の職員から連絡が来たという記憶はありません。

○委員長（内海まさかず君） その際にこの補助金事業、またほかの事業なんかの引継ぎではないですけれども、進捗状況ではないですけれども、どうなっているかとか、問合せとか、そういうものはなかったでしょうか。

○証人（大塚善史君） 事務につきまして、業務につきまして、そういった連絡は一切ありませんでした。今、現子育て総務課長の長が一旦私の様子を見ていただくのに自宅に来たことはありましたけれども、その際も業務の手続のような話はありませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 職場に復帰されたのがいつでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 実は何度か復職というか、長期休職をするに当たってならし勤務という形で

何度か戻ったことはありました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そのときにこの補助金事業についての会話というものはございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） 令和5年度末にも一旦ならし勤務という形で当時子育て支援課のほうにはいたこともありましたが、その際につきましても、当時私が担当を主にしていた大平西等々の事業につきまして、今回のこの補助事業につきましても、一切お話をされた記憶はありません。私の体調に気を使ったのか、むしろ聞こえないようにしていただいていた、ご配慮いただいたという感じはしております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、大塚証人の中では岩舟校の手続がどうなっているかはもう分からないという状態でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 一応念のためですけれども、それ以降復職をする何回かの以降もないということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） それは業務手続上のことという……

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○証人（大塚善史君） 結果報告とかではなくて、業務手続中のお話でよろしいですか。業務手続中は、今回の補助事業につきましてはありませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 業務手続ではなくて、では完了した後の結果とか、そういった報告はございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚証人。

○証人（大塚善史君） メインといたしますか、担当としては大平西の創設がありましたので、その件につきまして経過と結果を報告をいただいた記憶はありますけれども、そのほかにつきましては結果報告ですとか、そういった点は記憶にございません。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと資料を見ていただきたいのですが、赤の付箋の1の2の最後になります。

- 委員長（内海まさかず君） 資料は何になりますでしょうか、青木委員。
- 委員（青木一男君） 赤の1の2の補助金等交付決定通知書です。1の3の前のあれかな。それが令和5年3月27日の交付決定通知書です。それと、1の4の2枚目かな、同じく補助金等交付決定通知書、栃木市指令子第29号というやつです。この2点が令和5年3月27日と、もう一方令和5年5月9日になっているかと思います。それで、この交付決定通知書の中で令和5年3月27日の分は交付条件なのですが、こういった文言になっています。それと、一方では交付条件、2と3が加えられております。令和7年度に利用者数の目標を達成できるよう努めること、もう一点が上記に違反した場合は補助金の一部または全部について返還しなければならないということの交付条件が付け加えられておりますが、これは認識はされていたでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 令和5年3月27日付のものにつきましては認識はしておりました。先ほどお話しした令和5年5月9日のほうの交付条件のほうは、今こちらで資料を拝見させていただいたのが初めてです。
- 委員（青木一男君） ということは、ただ大塚証人、この交付決定通知書がなされたときは担当されていたわけだと思うのですが、認識されていなかったというのは、これは知らなかった、分からなかったという形なのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 私、こちらの書類を見させていただいて、負担行為決議書につきましては、私が起案したものではありませんし、そこの付随する申請書から決定通知に当たる決裁につきましても、私が目を通したものではありませんので、本日今委員からご指摘いただいたときに初めて認識をしたところであります。
- 委員長（内海まさかず君） 青木委員。
- 委員（青木一男君） であれば担当が大塚証人でなければ、これを認識されたという方は誰に当たるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 認識、起案した方ということ。
- 委員（青木一男君） そうです。
- 委員長（内海まさかず君） 大塚証人。
- 証人（大塚善史君） 今のご質問に関しては、一般論にはなってしまいますが、この負担行為決議書に関わる決裁者及びその決定通知に係る、その後ろについている令和5年4月4日の決裁に係る決裁者にここに通常係員の判が押して、内訳書の後ろになると思いますが、1—4の内訳書の後ろに回議用紙というところで、事前協議のところの係欄のところ通常係員の決裁が押されると思うのですが、そこがなかったというところは、負担行為とこの4月4日の回議用紙の決裁者のみ知るところかなというのは、市の行政手続上の一般論の回答になります。

○委員長（内海まさかず君） 本人は知らなかったということです。

ほかにございますでしょうか。皆さんよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 以上で大塚善史さんに対する尋問を終了いたします。

大塚善史さんにおかれましては、再度長時間にわたり誠にありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔大塚善史証人退室〕

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、次に日程第2、その他に入ります。

その他においては、先日委員派遣を群馬県庁と板倉町役場に行いましたので、その報告をしたいと思えます。ここでは、委員派遣をしたので、その概要を委員長のほうから説明させていただきたいと思えます。

まず、11月6日に群馬県庁に行きました。担当の方からお話を聞いたのですけれども、その内容は令和7年、今年の7月31日に解散の決議を行い、8月13日にその登記が行われているという状況です、法人の現状ということで。そして、法人格自体は法的には現在も存続しているという報告を受けています。群馬県的には解散認可申請書が5月末に受理をして私学学校審査会にかけ、7月の定例審査会にかけ7月23日に解散は適当という認可が下りたそうです。

そして、法人解散に至るまでの状況なのですけれども、令和2年3月31日に休園届が群馬県に出されたようです。その前から児童というか幼児というのかな、幼稚園の場合は。の減少により運営が厳しくなっていたということで、板倉町に全員の転園が確認できたということになっております。そして、同じく令和2年10月に学童の運営の相談が園長と今の理事長、清算人になりますけれども、この2名からあったそうです。基本的に本業の学校運営ができていないので、学童保育は駄目だということをお伝えをしたと言っているのかな、記録には残っていないようですが、解散の見通しが立っていない段階で、地域のニーズ等があるということで、法人解散までの暫定的な措置として付随事業である学童保育をやむを得ない状況だと認めたそうです。令和7年4月に私学学校法が変わるということで、寄附行為の全面見直しを行わないといけないということで、その半年以上前、令和6年9月頃から寄附行為についての連絡を行ったそうです。というのが群馬県からの聞き取りになります。

続きまして、同日に板倉町にお伺いしました。板倉町的には、この学童に関しては令和5年、令和6年と指導監査を行っているということです。そして、令和2年10月ぐらいに、先ほど群馬県に学童の相談をしたように板倉町にも学童の相談をしております。そして、今年に入ってから返還金について法人と話し合いをしたそうです。その間に処遇改善の不正受給があったということで返還命

令をして、これは返還があり、栃木市の調査によって分かった土曜日開設についても調査を行い、返還を求めるということになったそうです。

以上が委員派遣で知り得た事実ですけれども、委員の方でまだほかに付随することがありましたら続けさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 令和2年3月31日に休園届を出すというのは前運営者なんですか、その方が出したのですか。

○委員長（内海まさかず君） ということになります。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

令和2年3月31日には、前というか、経営者になるのですか、が出されたようです。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、令和2年10月に学童について相談に行ったということは、佐山氏が就任したということの解釈でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） その場に佐山氏もいらっしゃったようです。当時板倉町にも相談に行かれたようです。

○委員（天谷浩明君） では、令和2年3月31日の休園届と令和2年10月の学童に対しての相談に行ったということについては、両方に佐山現理事長が行ったということの解釈でよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） はい、そのように聞いております。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。私の記録で、佐山氏が理事長に就任したのは令和3年5月24日となります。それなので、令和2年10月の時点で県庁にお越しになった際には理事長というわけではなく、関係者として今後購入等も考えている方としての付き添いという形になります。

○委員長（内海まさかず君） では、これでその他を終了したいと思います。皆様ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） すみません、暫時休憩します。

（午後 4時59分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 5時05分）

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして本日の委員会を閉じたいと思います。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 5時05分)